

「ニセコ町幼児センター太陽光発電設備等導入事業」

公募型プロポーザル実施要領

上記の公募型プロポーザルの各種手続き、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

1. 事業概要

- (1) 事業名 ニセコ町幼児センター太陽光発電設備等導入事業
- (2) 実施場所 ニセコ町幼児センター（北海道虻田郡ニセコ町字富士見 17 番地）
- (3) 業務内容 別紙の「ニセコ町幼児センター太陽光発電設備等導入事業」仕様書（以下、「仕様書」という。）によるものとする。
ただし、契約時における「仕様書」は、優先受注候補者として選定された事業者の企画提案内容により、変更する場合もある。
- (4) 上限金額 14,000,000円（消費税及び地方消費税含む）

2. 公募型プロポーザル方式採用の具体的な理由

事業者を広く公募することにより、公平性を担保しながら優れた企画・提案事業者を選定することが可能となるため。なお、本公募においては参加表明書と同時に企画提案書の提出を求めることとする。

3. プロポーザルに係る日程

- (1) 公募の告示 令和8年（2026年）7月23日（木）
- (2) 現地の確認 （場所）：ニセコ町幼児センター
（北海道虻田郡ニセコ町字富士見 17 番地）
（申込）：日時の指定は行わず、以下の①～③の日程にて現地確認の対応を行います。現地の確認を希望される事業者様は希望する日時を事前に企画環境課経営企画係までご連絡ください（連絡先：0136-56-8837）
 - ①令和8年（2026年）7月31日（金）10時～16時までの間
 - ②令和8年（2026年）8月 3日（月）10時～16時までの間
 - ③令和8年（2026年）8月 4日（火）10時～16時までの間
- (3) 質問の締め切り 令和8年（2026年）8月 7日（金）16時まで
- (4) 質問の回答期限 令和8年（2026年）8月14日（金）16時まで
- (5) 申込受付期限 令和8年（2026年）8月25日（火）16時まで
- (6) プレゼンテーション 令和8年（2026年）8月28日（金）午前中予定
- (7) 結果通知予定日 令和8年（2026年）8月31日（月）予定

4. 参加資格要件

プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる要件の全てを満たすものとし、本町がその資格を認めたものとする。なお、一部業務の再発注については、本町の了解を得た上で認めるものとする。

- (1) 北海道内に本社・支店・営業所のいずれかを有しており、必要に応じて訪問対応が可能な法人であること。
- (2) 北海道及び北海道内自治体において指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）の利益につながる活動を行う者又はこれらと密接な関係を有する者ではないこと。
- (6) 公租公課を滞納していないこと。
- (7) 公序良俗に反する利用を行う者でないこと。
- (8) 過去 5 年において、自治体又は北海道内において同等の事業実績があるもの。

5. 提出書類

- (1) 参加表明書（様式 1-1） : 1 部
- (2) 企画提案書（様式自由） : 1 部
- (3) 見積書（様式自由） : 1 部
- (4) 類似契約実績書（様式自由） : 1 部

6. 提出書類作成にあたっての留意事項

- (1) 企画提案書の様式は自由とするが、「仕様書」に基づいた内容とし、以下の内容を含めた提案とすること。

①システム全体の構成図

提案の基本方針、概要、設備の平時のシステム構成図等を記載すること。

②太陽光発電設備の容量

想定設備の出力（太陽光発電設備の定格出力（kW）、パワーコンディショナの最大定格出力（kW））及び年間発電容量（kWh）を検討すること。

③太陽光パネル設備設置仕様、各種機器の配置図及び系統図

太陽光発電設備の設置場所、設置方法（架台等）、検討において想定した設備仕様（寸法、重量等を含む）を記載すること。

※太陽光パネルの設置予定場所については、ニセコ町幼児センター北側に位置するスペースとし（別紙「設置予定場所」参照）、形状については、垂直型（両面）とする。予定している太陽光パネルの設置位置の詳細については、現地確認での提示とする。

④太陽光パネルの設置台数

上限金額の範囲内で、本施設の使用電気量や検討において想定した太陽光発電設備の設置場所、発電可能電力量、設備仕様等に基づき、本施設に最適な台数を提案すること。

⑤パワーコンディショナ、エネルギーマネジメントシステム、蓄電池等の付帯設備

太陽光パネルに適した仕様や使用方法、災害時（停電時）の活用等を提案すること。

蓄電池は、上限金額範囲内で、設置可能場所含め設置可能な場合には、最適な設置可能台数、容量を検討し、提案すること。

⑥太陽光発電設備の設置後の発電電力量、異常情報等について、インターネット上のシステム等でデータの確認・出力・記録・見える化ができるような仕組みを提案すること。

また今後、太陽光発電設備の設置施設が増えた際に一元管理を想定しているため、汎用性のあるシステムを提案すること。

⑦補償について

作業完了後の補償期間及び補償内容を記載し、補償対象の故障等が起こった際の対応体制図を提案すること。

⑧実施体制

⑨工程表（案）

（２）見積書の様式は自由とするが、積算の根拠が明瞭となるような内訳を記述すること。また太陽光パネル、蓄電池、エネルギーマネジメントシステム等のそれぞれの内訳がわかる記述とすること。

（３）専門用語等については、必要に応じて解説や用語集をつける等、専門的知識がなくても理解しやすいように配慮すること。

7. 提出方法

電子メールにてニセコ町役場企画環境課経営企画係に送付のこと。

メールアドレス：kikaku@town.niseko.lg.jp

8. 提出期限 令和8年（2026年）8月25日（火）16時まで

9. 契約期間 契約締結日～令和9年（2027年）2月12日（金）

10. 受託者の決定方法

（１）選定委員会の設置

受託者を選定する委員会を副町長、総務課長、企画環境課長、都市建設課長、ニセコ町幼児センター長、その他、専門的知識を有する識者により構成する。

（２）審査方法

上記、委員会において企画提案内容及び提示された見積価格等を総合的に評価し、優秀であると認められた者を選定する。選考にあたっては、提出書類等を審査するとともに、対象業務に対する提案者の意欲、技術力、理解力及び提案内容をより理解するため、必要に応じてヒアリング（聞き取り）、プレゼンテーション（説明）等を実施することができるものとする。

ただし、プレゼンテーション等の実施が必要ではないと委員会が認めたときは、実施しないことができる。

（３）評価基準 以下を基準とする。

基 準	審査項目	内 容
提 案 内 容	事業理解・実施内容・事業実施基準の妥当性	実施方針、提案内容の具体性は妥当であるか。設備等設置位置や設置方法、仕様、安全性の確保は適切であるか。実施内容や工程、冬期の積雪状況を加味し、適切なスケジュールが提案されているか。
	推進体制・事業実績	本事業を推進するにあたって、必要な知見と実績を有しているか。本事業を確実に実施できる体制であるか（一部業務の委託を行う場合は委託先も含む）。
	施設管理者や施設周辺に対する配慮	設備等設置に伴う施設及び施設利用者、施設周辺への配慮（騒音、振動、反射光、安全対策等）は講じられているか。
	地域理解・連携	ニセコ町の地域特性を理解し、地域内の事業者等との連携を活かした体制か。
価 格	見積金額の妥当性と事業効果	提案内容に見合った価格設定であるか。上限金額内で施設に最適な事業効果の内容となっているか。見積額の妥当性を評価する。

（４）プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書等の提出後、資格要件を確認し、事業者ごとにプレゼンテーション及びヒアリングを実施する（プレゼンテーション 15 分程度、ヒアリング 15 分程度の 1 者あたり 30 分程度）。

日時・場所については別途通知する。

プレゼンテーションで使用するモニター及びケーブルはニセコ町にて用意するが、それ以外の必要な機器等は、必要に応じて参加事業者が用意すること。

（５）審査結果の通知

ヒアリング終了後、選定委員会で決定した結果を提案者全員に速やかに通知する。

（６）優先受注交渉権の決定

審査の結果、最も評価の高かった者を優先受注交渉者とし、契約締結に向けて交渉する。

11. その他の事項

- (1) 提案書の作成にあたり、第三者の著作権を侵害する提案をしたときは、失格とする。
- (2) 提出された書類は、本件の審査以外には使用しない。
- (3) 参加申込・提出書類は返却しない。
- (4) 参加申込・提出書類は、提出後の差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 審査結果についての意義申し立ては一切受け付けない。
- (6) 現地確認、プレゼンテーション及びヒアリング等に参加する費用は、提案者の負担とする。

12. 所管課

〒048-1595 北海道虻田郡ニセコ町字富士見 55 番地

ニセコ町役場 企画環境課経営企画係

電話 0136-56-8837（企画環境課直通）